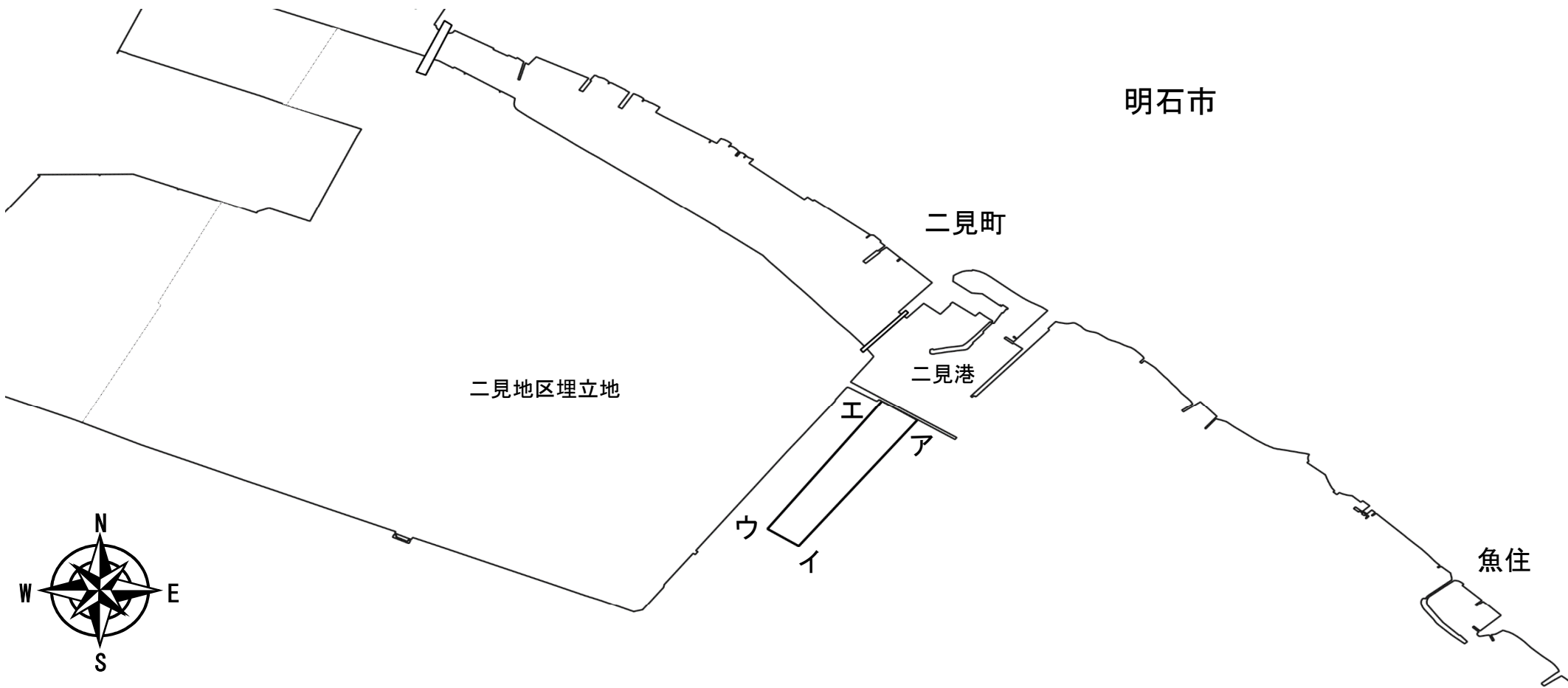


免許番号 区第11号
漁場の位置 明石市二見町東二見地先
漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

ア 北緯34度41.40分、東経134度53.11分
イ 北緯34度41.18分、東経134度52.92分
ウ 北緯34度41.21分、東経134度52.87分
エ 北緯34度41.43分、東経134度53.05分



令和5年9月1日 免許
区第11号



1	表 示				表示 番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 わかめ・こんぶ養殖業		わかめ養殖業にあつては10月1 日から6月30日まで、こんぶ養殖 業にあつては12月1日から7月15 日まで			
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項
1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第11号		摘 要	

免許番号	区第11号		摘要				
共有漁業権事項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備考
	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合 明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合 加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合 加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合					